



島根県報

令和7年3月18日（火）

号外第22号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第141号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	温泉津川本線	邑智郡川本町大字川下3314番4地先から同3305番地先まで	メートル 36.00	令和7年 3月18日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡川本町大字川下3651番5地先から同3652番1地先まで	112.50	令和7年 3月18日		
〃	〃	邑智郡川本町大字川下3652番1地先から同3653番7地先まで	56.50	令和7年 3月18日		